

64. オーストラリア NSW 州における若者や子供たちの不安定居住問題への対応策「ユースホームレス支援」の政策と実態

Youth Homelessness Support in New South Wales, Australia, as a Response to Unstable Living Conditions of Young People

青山優*・河西奈緒**・土肥真人**
Yu Aoyama*, Nao Kasai**, Masato Dohi**

In Australia, young people who are in unstable living condition are regarded as homeless, and they are supported by youth homelessness support policy. Under this policy, community organizations are providing support activities with young homeless people through the connection within each local community. This article explores policy and actual condition of youth homelessness support in New South Wales, Australia and discusses the role and possible utilization of local community resources for supporting young homeless people. In conclusion, 1) Identifying young people being in an unstable situation as being homeless enables the establishment of a comprehensive support system. 2) Supporting young people to regain stability at their own home is the most preferable, but when it is difficult, the local community network can play a significant role to provide them with stability and sense of belonging.

Keywords: youth homelessness, local community, child welfare, unstable living condition

ユースホームレス, 地域コミュニティ, 児童福祉, 不安定居住

1. はじめに

(1)研究の背景と目的

現在日本国内では、家庭の経済的貧困を背景とした様々な若者や子供たちの問題に対処すべく、地域内の NPO 団体等による食事支援等の活動が広がりを見せている。一方で様々な理由から家庭内に居場所をなくし、友人宅を転々としたり一時的に家出していたりするような、若者や子供たちの不安定な状態に対する社会的な認知とその対応策、支援量は充分とは言えない。オーストラリアでは、こうした「家庭環境の貧困」を背景に不安定な居住状態にある若者や子供たちはホームレス(以下 HL)として捉えられ、HL 施策の一つであるユース HL 支援施策によって対応されている。そこで本稿では、オーストラリア人口最大都市シドニーを含む、ニューサウスウェールズ(以下 NSW)州におけるユース HL 支援の成立過程、および現在の支援システムと実態を把握することを主目的とする。また、NSW 州のユース HL 支援施策はコミュニティ発意の若者の居住支援が 1970 年代末から制度として確立されてきた経緯を持ち、現在も非政府のユース HL 支援団体が支援提供を担っている。また本研究の調査を通じ、ユース HL 支援では宿泊施設等の専門的支援と同時に、地域コミュニティとの関わりが重視されていた。そこで、ユース HL 支援における地域内での支援活動と支援者の意識を把握し、考察を加えることを本研究の第二の目的とする。オーストラリアにおける既往研究には、HL 状態に陥る要因やその過程を扱う、ユース HL 問題そのものに着眼した研究¹⁾²⁾や、ユース HL 支援施策について論ずる研究³⁾の蓄積がある。本研究はこれら先行研究を参照しつつ、NSW 州におけるユース HL 支援実態に着眼し、ユース HL という問題同定とそれによる支援確立の意義について考察を加えるものである。日本国内

では、オーストラリアにおける HL 全般の支援体系について述べたもの⁴⁾があるが、ユース HL 支援を扱った研究は管見ではない。なお本研究は家庭内で暮らせない(あるいはそうなる危険のある)若者や子供を対象とし、世帯全体が HL 状態である家族 HL の一員としての若者や子供は対象外とする。

(2)研究の方法と構成

本稿はまず 2 章でオーストラリアにおけるユース HL 問題と支援制度について把握し、3 章でユース HL 支援実態を明らかにする。4 章では支援団体の活動の中での地域とのつながりについて述べ、5 章で総合考察・結論とする。調査手法は文献及びヒアリング調査とし、ヒアリング調査の概要を【表 1】に示す。各団体には①-⑨の番号をふり、以下本文中で使用する。

【表 1】ヒアリング調査の概要

調査時期		2017年9月5日～27日(各1.5～2時間程度)	
調査対象	種別	No.	名称
	調査対象	行政	①
支援団体		②	Yfoundations
代表組織		③	Homelessness NSW
ユースHL支援団体		④	St.George Accommodation for Youth
		⑤	Launchpad Youth Community
		⑥	Caretakers Cottage
		⑦	Taldumande Youth Services
		⑧	Youth Off The Streets
		⑨	Oasis Youth Support Network
ヒアリング内容	行政	ホームレス戦略やプログラム/他組織との連携/ユースホームレスを取り巻く状況/社会の責任と役割	
	支援団体	団体のプログラム、メンバー団体へのサービス/他組織との連携/ユースホームレスを取り巻く状況/社会の責任と役割	
	代表組織	団体のプログラムやサービス/他組織との連携/ユースホームレスを取り巻く状況/社会の責任と役割	

2. オーストラリアにおけるユース HL 問題と支援制度

(1)ユース HL 問題の同定と支援の成立

オーストラリアにおいて若者や子供たちの不安定居住問

*正会員・NTT 都市開発株式会社(NTT Urban Development Corporation)

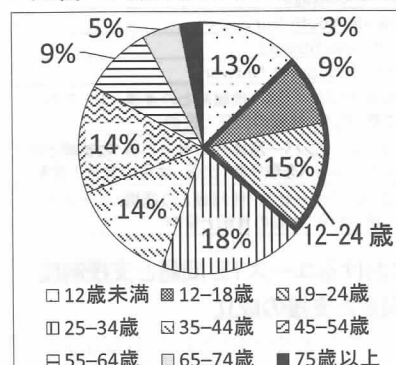
**正会員・東京工業大学 環境・社会理工学院(Tokyo Institute of Technology)

題は、1970年代の経済不況や家庭のあり方の変化等を背景にその規模を拡大したとされる⁽¹⁾。同時期に、ユースレフュージと呼ばれる若者向けの宿泊施設を運営する団体が各地域内に登場し始めた⁽²⁾。その背景には、当時国内の公的な児童福祉施設の閉鎖等が相次ぎ、行き場を失った若者や子供たちを受け入れる場が必要とされていたこともある⁽³⁾。こうした地域の支援団体は1970年代にネットワークを結び、支援団体代表組織が各州、および全国レベルで設立された⁽⁴⁾。1970年代末～80年代半ば頃には、政府によるHL支援施策が確立され、各地域の支援団体はユースHL支援団体として、政府からの補助金を獲得できるようになった⁽⁵⁾。このようにして、若者や子供たちの不安定居住の問題はユースHL問題として同定され、不安定居住状態に対応するべく地域コミュニティ発意で始まったユースレフュージ支援はユースHL支援としてHL支援施策の中に位置づけられるようになった。また1970年代以降は政府報告書や調査をきっかけにユースHL問題に対する社会的認知が進み、地域コミュニティの責任や役割が政府文書等で明記されるようになった⁽⁶⁾。1990年代に入ると、人々がHL状態になる前に適切な支援を提供することで、HL状態に陥ることを回避しようとする「早期介入」の考え方が現れ始めた。1998年には、国内の早期介入HL支援の先駆けでもある、12-18歳の若者とその家族を対象とした早期介入支援プログラム Reconnect が開始され、現在でも連邦政府が実施するユースHL支援として運用されている⁽⁷⁾。またHL一般に関しては、2009年にNAHA(National Affordable Housing Agreement)、NPAH(National Partnership Agreement on Homelessness)の二つの国家協定⁽⁸⁾が締結され、現在はこれらの協定に基づいて連邦政府と各州政府がHL支援施策に対し合計で年間約2.3億ドル⁽⁹⁾を拠出している。この予算による施策は国内で一般にSHS(Specialist Homelessness Service)プログラムと呼ばれ、国内のHL支援施策の主軸を担っている。SHSプログラムでは各地域の支援団体によって実際の支援が提供され、政府はそれに対して資金提供を行う立場にある。

(2) NSW州内のユースHL人口統計とユースHLの要因

(i) 人口統計

オーストラリアにおけるHLの定義は世界的にみても広い定義⁽¹⁰⁾が採用されており、支援付き住宅に住む人や知人宅を泊まり歩いて生活する人などもHLとして捉えることが可能になっている。2016年のセンサスでは、NSW州内でHL状態にある37715人のうち、およそ4分の1が12歳以上24歳以下であった⁽¹¹⁾【図1】。また居住状態別集計⁽¹²⁾では、路上生活者の割合が12歳以上24歳以下(2%)は25歳以上(9%)に比べ低く、ユースHL問題がより見えにくい問題であることが分かる。なお、ユースHLとして扱われる年齢は制度によりばらつきがあるが、NSW州のHL施策では12歳以上24歳以下をユースHLとするのが一般的である。



【図1】 年齢別HL人口(NSW州) (2016センサスより)

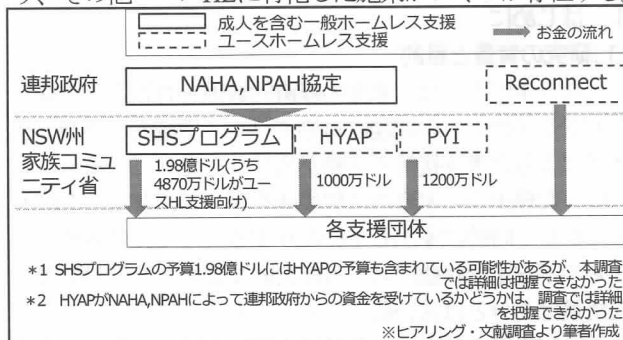
下であった⁽¹¹⁾【図1】。また居住状態別集計⁽¹²⁾では、路上生活者の割合が12歳以上24歳以下(2%)は25歳以上(9%)に比べ低く、ユースHL問題がより見えにくい問題であることが分かる。なお、ユースHLとして扱われる年齢は制度によりばらつきがあるが、NSW州のHL施策では12歳以上24歳以下をユースHLとするのが一般的である。

(ii) 要因

ユースHL問題の要因には、家庭内暴力や家庭崩壊等の家庭内で起こる問題、ドラッグ、アルコール、精神疾患、教育からの離脱といった若者や子供たち自身が抱える問題、住宅、失業、貧困等の社会構造の問題があることが、既往文献において把握されている⁽¹³⁾。

(3) NSW州政府によるHL支援施策とユースHL支援施策

NSW州内で実施される、ユースHLを対象に含むHL支援施策を【図2】に示す。NSW州政府の中で、HL支援施策を担当する家族コミュニティ省[Family and Community Services]により実施されるユースHL支援施策は、前述したSHSプログラム内で実施するユース向けの支援が主軸であり、その他ユースHLに特化した施策がいくつか存在する。



【図2】 NSW州で実施されるユースHL支援施策

(i) SHSプログラム<HL一般>

SHSプログラムは、「HLの人々が地域社会の中で安全で安定した住宅を確保するための支援を保障すること」を目的としている。NSW州内のHL支援団体は、競争入札制度を用いて政府と契約を結ぶことで、団体が提供する支援サービスに対して政府からの補助金を受け取ることが出来る。SHSプログラムでは、「単身男性」「単身女性」「家族」そして「16-24歳の若者」の4つを主なクライアントグループとしており、その他に児童福祉による保護を受けていた人や16歳未満の若者も対象とするべきクライアントとして明記されている⁽¹⁴⁾。2016年度はNSW州内で23922人の10-24歳の若者がこのプログラムの支援を受けている⁽¹⁵⁾。

(ii) HYAP(Homeless Youth Assistance Program)<ユースHL>

16歳未満のHL状態あるいはその危険のある若者や子供たちに対する支援の必要性にこたえ、2013年にNSW州政府により開始されたプログラムである。12-15歳の若者や子供たちを家族やコミュニティに繋ぎ、教育、健康、精神衛生、そして必要な場合には長期的な支援住宅といった、適切な支援サービスに繋げることを目的としている⁽¹⁶⁾。

(iii) PYI(Premier's Youth Initiative)<ユースHL>

PYIは、児童福祉施策による法的な保護を受けていた若

者を対象とした試験的プログラムである。児童福祉施策による保護を卒業した若者は、その後 HL 状態に陥るリスクが高いことが指摘されており⁽¹⁷⁾、そうした若者の自立のための支援が提供される。

また予算について見ると、SHS プログラムに付けられた約 1 億 9800 万ドルの予算のうち、およそ 4 分の 1 にあたる約 4870 万ドルがユース HL 支援にあてられている。これに、ユース HL 支援に特化した HYAP、PYI を加えると、NSW 州政府は 12 歳から 24 歳の若者をユース HL 支援の対象として位置づけ、年間で約 7100 万ドルを拠出していることが明らかになった⁽¹⁸⁾。

(4) NSW 州における児童福祉施策との関係

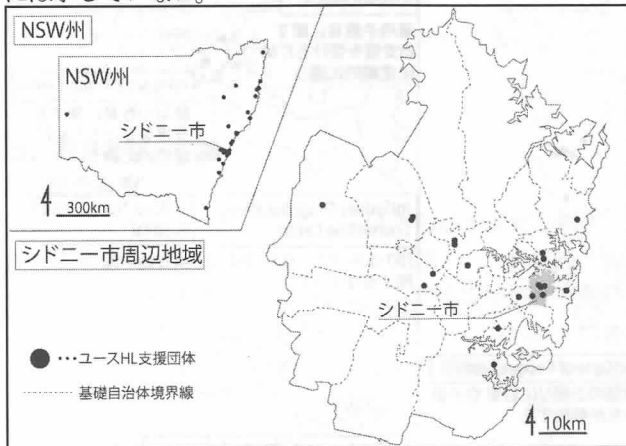
NSW 州では、虐待等の様々な理由によって家庭で暮らすことが出来ないと判断された 18 歳未満の子供たちは、家庭外保護(out-of-home care, OOHC)と呼ばれる児童福祉施策により、里親や施設等による保護を受けることが出来る。しかしながら、14、15 歳の若者は年齢の低い子供に比べこの保護施策を受けづらいなど、家庭外保護施策ではユース HL には対応できない現状があるという指摘があった⁽¹⁹⁾。現在 NSW 州では 12 歳以上の子供たちに対し、ユース HL として支援を提供する仕組みが整えられている。なお、子供たちが家庭内で暮らすことが出来ない状況に陥った時に、児童福祉施策とユース HL 支援施策のどちらで対応するか、という明確な基準は設けられていない⁽²⁰⁾。

3. NSW 州内の支援団体によるユース HL 支援実態

(1) NSW 州のユース HL 支援体制

NSW 州内には、家族コミュニティ省からの補助金を受けて、ユース HL を特に対象とした支援サービスを提供している団体がおおよそ 70 団体存在する⁽²¹⁾。このうちのおおよそ 3 分の 2 が、Yfoundations という NSW 州のユース HL 支援団体の代表組織とメンバーシップを結んでいる。この代表組織は政府と各支援団体の仲介役として機能している。

また、ユース HL 支援団体の地理的分布を【図 3】に示した。なお、支援団体の場所が特定できない場合はこの図には示していない。



【図 3】ユース HL 支援団体の分布

ユース HL 支援を提供する支援団体は、州中心部である

シドニー市だけでなく、郊外エリアにも広がっていることが分かる。路上生活者の割合が多い成人 HL に対する支援が一般的に都市部に集中する⁽²²⁾のに対し、ユース HL 支援が郊外部にも分布しているのは特徴的な点であると言える。

(2) 支援団体の活動内容

① 各団体概要と政府からの補助金

ヒアリング調査では家族コミュニティ省からの補助金を受けて支援を提供する 6 つのユース HL 支援団体を対象とした。【表 2】

【表 2】支援団体の概要

団体名	④ St. George Accommodation for Youth	⑤ Launchpad Youth Community	⑥ Caretakers Cottage
対象エリア	シドニー南部	シドニー市内(シドニー市以西を含む場合もある)	シドニー東部
スタッフ数	6人	10人	23人
設立年	1987年頃	1985年	1972年
団体名	⑦ Taldumande Youth Services	⑧ Youth Off The Streets	⑨ Oasis Youth Support Network
対象エリア	シドニー北部	シドニー周辺部を含む NSW 州内外の広範囲	シドニー市内
スタッフ数	40-45人ほど	225人(従業員)	90人
設立年	1976年	1991年	1992年

※文献調査、ヒアリング調査より筆者作成

各支援団体は 2 章で述べた政府からの補助金等を活用してそれぞれの支援を展開しているが、団体によっては児童福祉や少年司法分野からの補助金も受けていた。また、政府からの補助金以外に、寄付金や団体独自の収入(支援付き宿泊施設運営による家賃収入等)を得ている団体もあった。

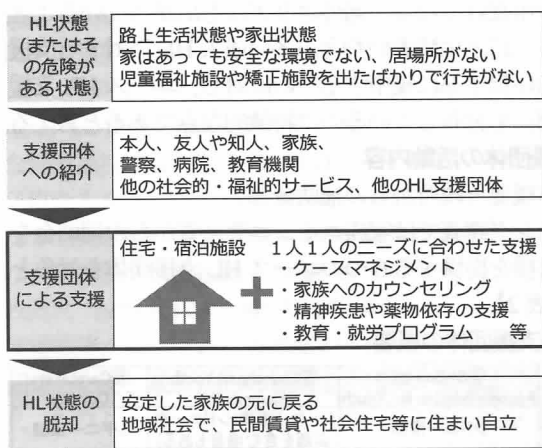
② 支援の流れ【図 4】

文献調査、ヒアリング調査から明らかとなった、HL 状態にある若者や子供たちが辿る一般的な経路を【図 4】に示す。若者や子供たちは、家族や知人、HL 支援団体や支援者、政府機関、教育機関、病院、警察など様々なところから支援団体に繋がれ、ニーズに合わせた様々な支援が提供される。最終的には、可能な限りは家族の元に戻ることを目指し、家庭環境の修復が難しいなど、それが出来ない場合には民間賃貸や社会住宅などに住まい、地域社会で自立することを目指すこととなる。

③ 支援の内容【図 4】

・住宅・宿泊施設に関する支援

若者や子供たちが家族のもとで暮らすことが出来ない場合、宿泊施設や支援付きの住宅に住みながら行われる支援や、他団体の宿泊施設や民間賃貸、社会住宅等へつなぐ仲介支援などが行われる。支援付き宿泊施設には、24 時間体制でサポートがつく短期的宿泊施設や週 1,2 回のサポートがつく移行住宅などがあり、特に自立を目指す若者の場合には、少しずつ支援を減らしていくような段階的な支援が一般的に行われていた⁽²³⁾。また、住宅や施設を提供するだけでなく、若者や子供たちが自立するために必要な、料理や掃除、お金の管理などの様々な生活スキルを学ばせることに支援者の重点が置かれていた。またヒアリングからは、若者や子供たちを可能な限り家族の元に戻せるよう支援をする一方で、こうした支援付き宿泊施設ではできるだけ家庭らしい環境を整えることが重要であるとされていることが分かった。



団体(表1と対応する番号で記す)		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
住宅・宿泊施設に関する支援	短期的宿泊施設			●	●	●	●
	移行住宅	●	●※1	●	●	●	●
	賃貸支援	●	●	●	●	●	●
クライアント一人一人に対する支援	他宿泊施設への仲介	●	●	●	●	●	●
	(訪問を含む)ケースマネジメント	●	●	●	●	●	●
特殊な状況のクライアントに対応する支援プログラム	社会的・福祉的支援への仲介	●	●	●	●	●	●
	児童福祉施策に基づく支援			●		●	
家族に対する支援	矯正施設等の出所者向けの支援				●		
	子どもを持つ若者向けの支援		●				●
教育・学校	家族への早期介入支援			●	●		
	教育に関するプログラム					●	●
路上における支援	オルタナティブスクール					●	●
	路上アウトリーチ フードパン		●※2			●	●

※1 ここで提供する支援付き宿泊施設は、一般的な移行住宅ではなく、移行住宅を出た後の若者向けの施設であるが、ここでは移行住宅として分類する
※2 HARTと呼ばれる路上アウトリーチチームのメンバーとなっているが、これは団体独自のプログラムではない

【図4】ユースHL支援の一般的な流れ

・その他の支援サービス

若者や子供たち1人1人に対してケースマネジメントが行われ、メンタルヘルスやドラッグ、アルコールに関わる問題など、それぞれが抱えている問題に合わせた支援に繋がっていた。その他、児童福祉施策である家庭外保護(OOHC)や、矯正施設等の出所者向けの支援等の特殊なニーズに対応する支援や、家族に対する早期介入支援などが展開されていた。特に規模の大きな団体では、教育や雇用に関する支援、路上における支援などが行われている点が特徴的であった。

4. ユースHL支援における地域とのつながり

ユースHL支援の実態を把握する上では、地域とのつながりや地域コミュニティについての言及が多く見られ、地域コミュニティがユースHL支援の一要素として重視されている事が分かった。そこで本章では、支援団体の地域内での支援活動を把握し、さらに地域とのつながりに関する支援者の意識を明らかにすることを目的とする。

(1)地域内での支援活動

本調査で対象とした支援団体のうち、⑧Youth Off The

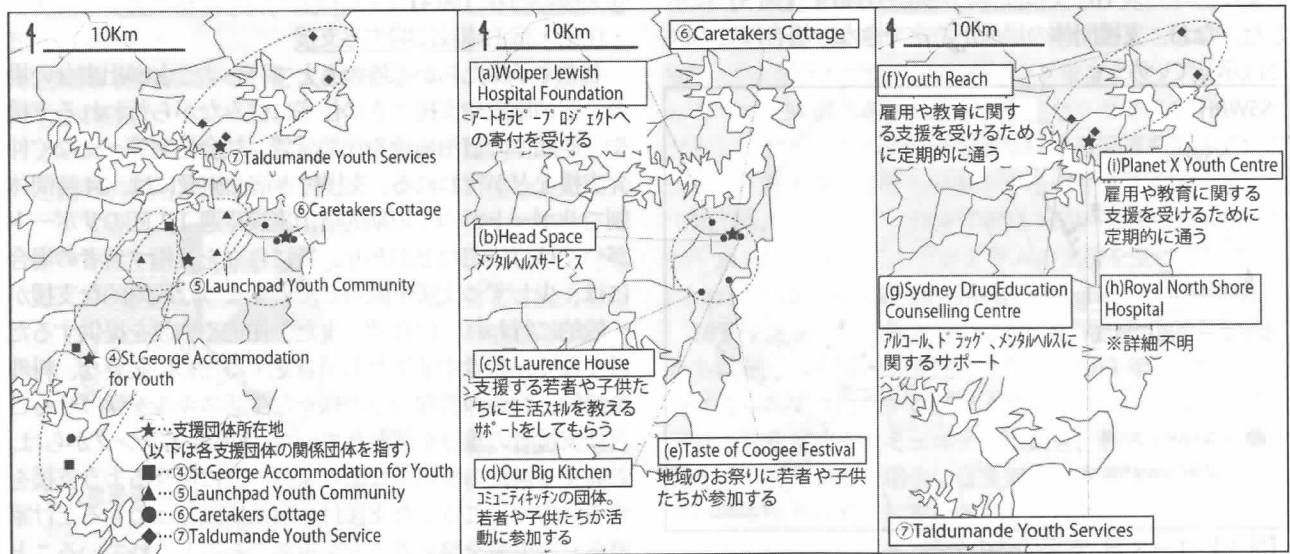
Streets、⑨Oasis Youth Support Networkを除く4団体を対象として⁽²⁴⁾、地域内の団体等とのかかわりを【図5】に示した。シドニー中心部や郊外に位置する各支援団体は、地域内の社会住宅団体、青少年支援団体、病院、学校などの様々な団体との協力関係にあり、それぞれの団体が位置する地域コミュニティの中で支援活動を行っていることが明らかとなった。そのうちの具体的な2事例を以下参照する。

事例1：⑥Caretakers Cottage 【図5:中央】

Caretakers Cottageは、観光地としても有名な、比較的裕福の郊外地域に位置するユースHL支援団体である。この団体が行う日常の支援活動では、アートセラピープロジェクトに地元の病院(a)から寄付を受けていたり、メンタルヘルスサービスを展開する団体との関わり(b)や、支援を行っている若者に生活スキルを教えるのを地域内の別団体にサポートしてもらう(c)といった地域内のつながりを活用していた。また、地域のお祭り(e)や地元のコミュニティキッチン団体(d)の活動にも参加する等、周辺地域と積極的にかかわりながら日々の支援が行われていることが分かった。

事例2：⑦Taldumande Youth Services 【図5:右】

Taldumande Youth Servicesは、シドニー北部でユースHL



【図5】ユースHL支援における地域とのつながり

【表3】ユースHL 支援者の地域に関する意見

支援活動と地域のつながり		若者や子どもたちと地域のつながり		若者や子どもたちを地域につなげ、安定させること	
④ -1	私たちはこのエリアのほかのサービスとのつながりを持って	⑥ -2	何年も経つと、元の地域に戻る傾向にある。何年もたつて、いろいろなことが落ちていたら元の地域に戻るという子は結構いる	⑦ -4	ケースバイケースで、若い人をどの地域につなぐかということを決めている。(元々居た地域に)戻ったほうがいい場合もそうでない場合もある
④ -2	もし若者がこのエリアに居たくないのであれば、私たちはその若者を他の地域の支援につなげる。その若者が確実にその地域につながるまで、支援を続ける	⑥ -3	比較的、元の家族が居るところと近いところに戻っていく。今は家族との関係が悪くても、8年後とかには、近くに家族が居るといことがその子にとってのサポートになるかもしれない。	⑦ -5	元の地域に戻ると悪い仲間との付き合いに戻ってしまったりする。その子にとって地元がネガティブなものになってしまうこともある。そういう時は離れた地域に住むように支援をする。
⑤ -1	ケースワーク支援などの個人レベルでは、地域のコミュニティにつなげるようになっている	⑦ -2	その子がコミュニティ感覚を持っているなら、帰属意識も持っていることになる。地域のスポーツクラブに入ったり、教会に通ったりしていると、地域の一員だ、受け入れられている、と感じて、感情的な支えになる	⑧ -1	私たちは私たちのエリアの若者を優先して支援している。私たちのエリアの若者ならば、私たちはその若者を支援する責任がある。
⑥ -1	僕たちの団体の重要な役割のひとつは、どの地域にどんな支援サービスがあるのか、どのようにつながっているのか、HL状態にある若者をどうやって支援機関につなげられるのかを理解すること	⑦ -3	家族と上手くいっていかなくても、一番の家族との思い出があったり、親戚や友達が元の地域に居たりするなど、(若者や子どもたちが)地域と良いつながりを持っているという場合もある	⑧ -2	「この若者は私たちのエリアの外の人だから、あなたたちがこの若者を見る責任がある」と言って、(他のエリアの若者は)そのエリアのサービスに戻すようにしている。
⑦ -1	私たちはこの地域で出来る限りいろんな団体と繋がって、若者を必要なサービスにつなげるようにしている				

支援を展開する団体であり、この北海岸エリア(North Shore area)では唯一短期的宿泊施設を有する団体である。この団体では、地域内の青少年支援団体(f)(i)に、若者や子供たちをつなげたり、アルコール、ドラッグ、精神疾患等の問題へのサポートをする団体(g)との関わりを持っていた。

(2)ユースHL 支援と地域に関する支援者の意識

④～⑨の支援団体へのヒアリング結果のうち、地域とのつながりに関する意見を抽出し、【表3】にまとめた⁽²⁵⁾。それぞれの意見には(表1と対応する団体の番号-意見番号)として番号を振ってある。意見の中には、地域内のネットワークを活用し、若者を地域コミュニティの中につなぎ直すように支援を行っている、といった「支援活動と地域とのつながり」について言及する意見(④-1,④-2,⑤-1,⑥-1,⑦-1)があった。また、地域への帰属意識や地域とのつながりが、彼らの支えになるという意見(⑥-2,⑥-3,⑦-2,⑦-3)が見られた一方で、若者や子供たち自身が元々居た地域とのつながりが必ずしも良い影響を与えるものではない、とする意見(⑦-4,⑦-5)など、「若者や子供たち自身と地域とのつながり」に関するものも多くあった。また⑧Youth Off The Streetsは、若者や子供たちを、それぞれ彼ら自身の地域で支援することを重要視していた(⑧-1,⑧-2)。さらに、「若者や子供たちを地域コミュニティにつなぎ、安定させること」で、自立して生活できるようになることを目指している、とする意見(④-3,⑥-4,⑥-5,⑥-6)が見られた。

5. 総合考察・結論

(1)総合考察

オーストラリアでは、若者や子供たちが不安定な居住状態にあるという問題を、ユースHL問題という枠組みで捉え、同定することで、若者や子供たちの不安定居住状態そのものに対応する仕組みを築いてきた。そうしたユースHL支援の在り方からは、若者の不安定居住問題をユースHL問題として同定することが、若者や子どもたちの安定した居住を担保することにつながっていると、考察出来る。

またユースHL支援の現場では、若者や子供たちが家庭

に戻ることに第一に優先され、家庭内では支えられない場合には、支援団体を通じて地域社会での自立が目指されることとなる。そうした支援の中では、若者や子供たちと地域とのつながりが安定や自立に寄与すると考えられ、地域コミュニティとの関わりやつながりを活かした支援が行われていた。このようなオーストラリアにおけるユースHL支援のあり方からは、若者や子供たちと地域とのつながりを尊重し、地域内の様々な資源を柔軟に活用しながら、コミュニティとして若者や子供たちを支えるということが、「家庭環境の貧困」による若者や子供たちの不安定居住問題への対応策として、有用であるとの示唆が得られよう。

(2)本研究から得られる日本への一考察

不安定居住状態と一口に言っても、家出して知人の家を泊まり歩く、繁華街で友人と夜通し過ごす、家の中にいても危険にさらされる、居場所がないなど、その状態は様々である。オーストラリアでは、そうした若者や子供たちの不安定居住問題をユースHL問題として同定することでこの問題に包括的に対応しようとしている。我が国においても、若者や子供たちが抱える問題の一つとして不安定居住問題を認識し、対応することが喫緊に求められていると言えよう。また、日本国内で現在「子供の貧困」問題をきっかけに広がりを見せている、子ども食堂などの地域に開かれた場を提供する支援活動⁽²⁶⁾は、コミュニティで子供を支える、という潮流の一端であると捉えることが出来る。本研究では、オーストラリアにおけるユースHL支援における地域コミュニティの重要性が示唆された。日本国内においても、こうした地域コミュニティによる様々な支援活動が、若者や子供たちの不安定居住問題に対応する上で有効な資源と成り得る可能性を指摘することができるだろう。

(3)結論

・オーストラリアでは、1970年代から若者や子供たちの不安定居住状態に対する認知と支援の確立が進み、この問題をHL問題の一部であるユースHL問題として同定した。
・オーストラリアNSW州で行われるユースHL支援では、支援付き宿泊施設や住宅仲介支援などによる段階的な居住

支援を核に、アルコール、ドラッグ、精神疾患といった個々のニーズ合わせた、社会的・福祉的サービス等が提供されていた。

・オーストラリアのユース HL 支援では、若者や子供たちを家庭内で支えられない場合には、コミュニティの中で支えるという事が重要視されており、学校、病院、NPO 等の地域内の様々な資源を活用した支援が行われていた。

※本研究の一部は、日本学術振興会科学研究（基盤C）「生活困窮者自立支援法下におけるホームレス政策とデータベースの役割に関する研究」の一環として行われた。

【補注】

- (1)参考文献5)pp.9-10による。ここでは、1970年代に起こった家庭のあり方の変化として、離婚率の上昇や再婚の増加、母子家庭、父子家庭の増加、若者が結婚前に独立する傾向、親族内のつながりの減少、孤立する核家族の増加などが述べられている。
- (2)D.Mackenzie, M.Coffey (2012) 'Ch-ch-changes?...Youth Homelessness in Australia' Parity Volume25, Issue3 June 2012による。
- (3)⑥Caretakers Cottage へのヒアリング調査、および Caretakers Cottage の団体ホームページ(<https://www.caretakers.org.au/our-story-main/> 2018年4月)による。
- (4)参考文献6)pp.24による。
- (5)ユース HL を主な対象とした連邦政府による最初の施策は1979年に開始された Youth Services Scheme である。この施策は18歳未満の若者に緊急シェルターと支援サービスへの仲介を提供するという試験事業であった。(参考文献6)pp.24による) またこの施策によって1982年の6月までに、オーストラリア全土で75の支援団体(うち52団体がユースレフュージ、23団体がその他のサービス)が資金提供を受けた。(参考文献5)pp.11による)
- (6)例として、「宿泊施設による支援とは別に、家族やユースワーカーによる支援プロジェクトを考える必要がある。そしてこうした支援は、家族やユースワーカーや、学校などの他のコミュニティサービスと一緒に進めなければならぬ」(National Committee(1983) 'One Step Forward' pp.9より)や、「家族によるサポートが崩壊し、回復不可能になった際には、若者が完全に自立して生活を営めるようになるまで必要な支援を提供するという明確な責任が、政府とコミュニティの両者に存在する」(Senate Standing Committee (1982) 'Homeless Youth' pp.xiより)と述べられるなど、地域コミュニティの役割や責任が記述されている。
- (7)Reconnect プログラムでは、国内で105(NSW州内で30)の支援団体が、連邦政府から直接補助金を提供され、支援を行っている。連邦政府社会サービス省]Department of Social Services]
<https://www.dss.gov.au/our-responsibilities/housing-support/programmes-services/homelessness/reconnect/reconnect-services> 2018年4月閲覧
- (8)NAHA は、住宅に関連する分野の国家協定であり、「HL、あるいはその危険がある人々が持続可能な住宅と社会的包摂を得ることを成果目標として掲げている。また、NAHA に貢献することを目的とした出資金として NPAH が合意されており、この NPAH の中で、12-18 歳の HL 状態あるいはその危険のある若者のための支援が、各州の計画の中で優先的に確立されることが求められている。
- (9)連邦政府の予算が約 1.15 億ドル、各州政府の合計予算額が約 1.15 億ドル
- (10)日本では路上生活者のみが HL として定義されるが、オーストラリアにおける HL の定義では、ユースレフュージにいる人々や、友人宅を泊まり歩く人々などの、路上生活者以外の不安定居住層も HL とされる。
- (11)オーストラリア統計局が HL 人口について集計、公表しているデータでは、世帯の構成人数についての結果が出されておらず、本稿の対象外である家族 HL 世帯に含まれる若者や子供の数も含まれていると推察される。
- (12)オーストラリア統計局(Australian Bureau of Statistics)が集計しているセンサスデータでは、HL の人々の居住状態を「簡易な小屋やテント、野宿している人」「支援付き宿泊施設に住んでいる人」「一時的に他の世帯と住んでいる人」「下宿に住んでいる人」「その他一時的な宿泊施設にいる人」「ひどく混雑した住居にすんでいる人」の6つに分類して集計している。本稿では、「簡易な小屋やテント、野宿している人」を路上生活者として記述した。
- (13)参考文献7),8)、HL 支援団体代表組織 Homelessness Australia や NSW 州のユース HL 支援団体代表組織 Yfoundations の発行する報告書、支援団体⑥ Caretakers Cottage, ⑦ Taldumande Youth Services)の年次報告書等による。
- (14)NSW 州の SHS プログラムが定める4つのクライアントグループは、具

- 体的に、「若者(16-24歳の単身男性もしくは女性)」「18歳以上の単身男性」「18歳以上の単身女性」「夫婦(子供の有無を問わない)、母子家庭、父子家庭を含む家族」とされている。参考文献9)による。
- (15)オーストラリア健康福祉局のまとめる SHS プログラムの支援データである、Specialist Homelessness Services Collection data cubes 2011-2017による。集計データの年齢幅が(0-9歳,10-14歳,15-17歳,18-19歳,20-24歳)となっていたため、10-24歳のデータを取り上げた。なお、このデータには後述する HYAP による支援成果も含まれていることが州政府職員へのヒアリング調査で分かっている。またここでの2016年度とは、2016年7月-2017年6月を指す。
 - (16)NSW 州家族コミュニティ省(2016) 'Homeless Youth Assistance Program Service Delivery Framework Revised version' による。
 - (17)参考文献10),11)による。
 - (18)州政府職員へのヒアリング、NSW FACS Budget 2017-18による。
 - (19)州政府職員へのヒアリングでは、家庭外保護施設はより年齢の低い子供たちに優先され、14、15歳といった年齢層の若者はこの施策による保護を受けることが難しいのが実情であることや、家庭外保護施設で里親の下に暮らしていても、里親との関係がうまくいわずに家を飛び出し、ユース HL 支援団体が保護するケースがあること等が明らかとなった。
 - (20)州政府職員へのヒアリングによる。
 - (21)NSW 州家族コミュニティ省と、SHS プログラム、HYAP、SHS プログラムを補完するための資金提供を行う SSF(Service Support Fund)のいずれかの施策に基づいた契約を行い、HL 支援を提供している団体のうち、特に若者を対象とした支援を行っている団体の総数である。
 - (22)Yfoundations へのヒアリングによる。また一般的に路上生活者の多くは都市部に集中しているが、路上生活者の割合は成人 HL の方が多く、成人 HL に対する支援も都市部に集中する傾向にある。
 - (23)本調査で対象とした6つのユース HL 支援団体のうち、4つが短期的宿泊施設を運営しており、それらの宿泊施設の定員は6-13人、期間は基本的に最大3か月であった。また、移行住宅は支援対象とした6団体全てが運営を行っており、団体によってばらつきはあるもののおおむね12-24か月の最大期間が定められていた。移行住宅は、短期的宿泊施設よりも支援の程度が低く、賃貸契約を伴った支援付き宿泊施設である。
 - (24)⑧ Youth Off The Streets は団体の規模が大きく、活動範囲も広範囲に及んでいるため、具体的な地域内での活動の詳細を把握することが出来ず、分析の対象外とした。⑨ Oasis Youth Support Network へのヒアリング調査では、ヒアリング担当者の業務が、現場の支援ではなく賃貸仲介等が主であった為具体的な地域内での活動詳細を把握できず、分析の対象外とした。
 - (25)ヒアリング調査では「地域とのつながり」に直接関係する質問項目はたておらず、ヒアリング調査結果全体から、「地域とのつながり」に関する意見を抽出した。団体⑨ではこのテーマに関する意見は見られなかった。
 - (26)朝日新聞デジタル2018年4月4日(<https://www.asahi.com/articles/ASL43573TL43UTFK010.html>)によれば、子ども食堂は全国に2286箇所存在し、2016年5月の朝日新聞社の調査の7倍超となったことが明らかになっている。

【参考文献】

- 1)C.Martijn, L.Sharpe (2006) 'Pathways to youth homelessness' Social Science & Medicine 62(2006) pp.1-12
- 2)G.Johnson, C.Chamberlain (2008) 'From Youth to Adult Homelessness' Australian Journal of Social Issues Vol.43 No.4 SUMMER 2008 pp.563-582
- 3)S.Mallett, D.Rosenthal, D.Keys (2005) 'Young people, drug use and family conflict: Pathways into homelessness' Journal of Adolescence 28 (2005) pp.185-199
- 4)河西奈緒ら(2010)「オーストラリアにおけるホームレス支援の実態に関する研究」都市計画論文集 No.45-3 (社)都市計画学会
- 5) Human Rights and Equal Opportunity Commission(1989) 'Our Homeless Children'
- 6) Michael Coffey(2006) 'Whatever Happened to the Revolution? Activism and the Early Days of Youth Refugees in NSW' Parity vol.19 Issue10
- 7) C.Martijn, L.Sharpe (2006) 'Pathways to youth homelessness' Social Science & Medicine 62
- 8) D.Mackenzie, C.Chamberlain (2008) 'Youth Homelessness in Australia 2006'
- 9) NSW state, Family and Community Services (2014) 'Specialist Homelessness Services Program Guidelines'
- 10) Anne Tweddle (2007) 'Youth leaving care: How do they fare?' New Directions For Student Leadership Vol.2007 Issue113 Spring 2007
- 11) Toni Beauchamp (2014) 'Young people transitioning from out of home care to adulthood' Policy Paper, Unitnic Care Children, Young people and Families
- 12)Australian Bureau of Statistics(2018) Census of Population and Housing: Estimating homelessness, 2016 Data Cubes